

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

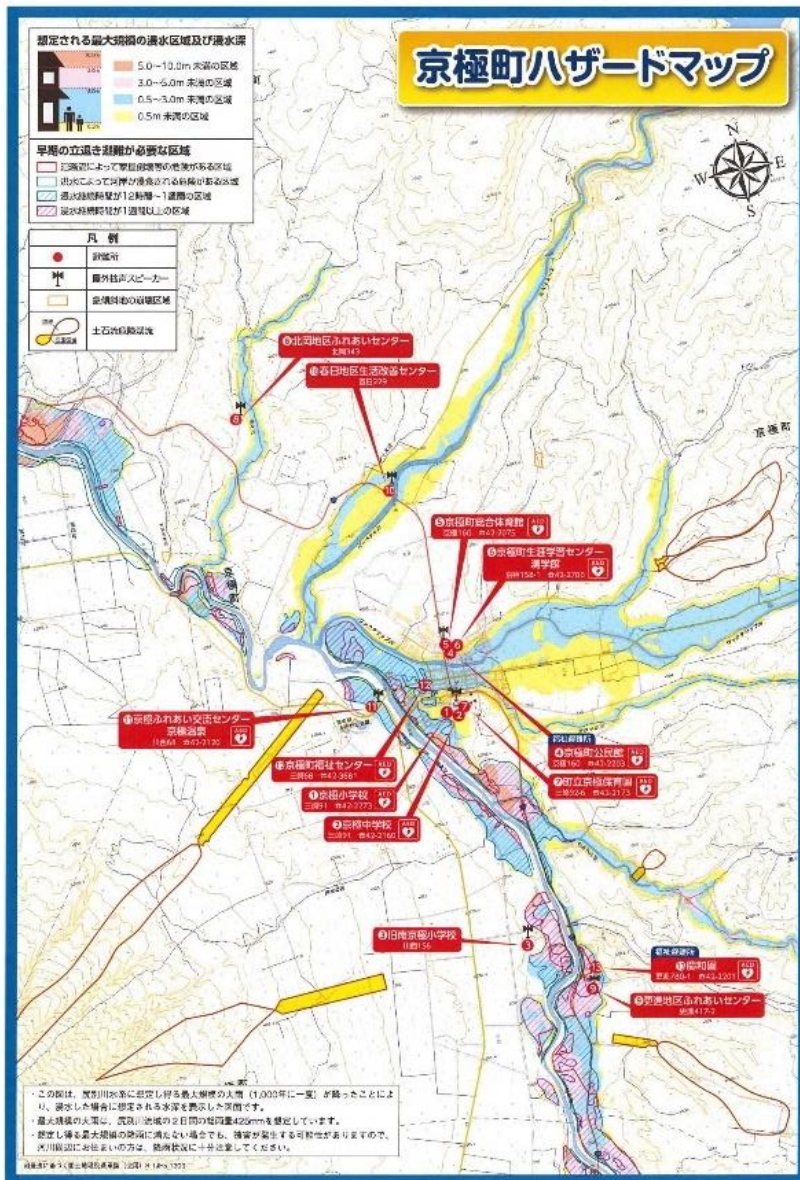
1 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：京極町防災ハザードマップ)

京極町には一級河川である尻別川が流れており、尻別川水系としてワカタサップ川、オロッコ川等の河川が10本あります。尻別川水系が氾濫した場合の浸水想定区域は、京極町防災ハザードマップによると、国道276号沿線の中心市街地は浸水想定区域に含まれ、0.5～3mの浸水域とされています。これは、尻別川水系に想定し得る最大規模の大雨(1,000年に一度の大雨で、尻別川流域の2日間の総雨量425mmを想定)が降ったことにより、浸水した場合に想定される水深です。

京極町の事業者においては、約5割の事業者が浸水想定区域にあることや、近年頻発する想定を超えた大雨のため、対策が必要とされています。



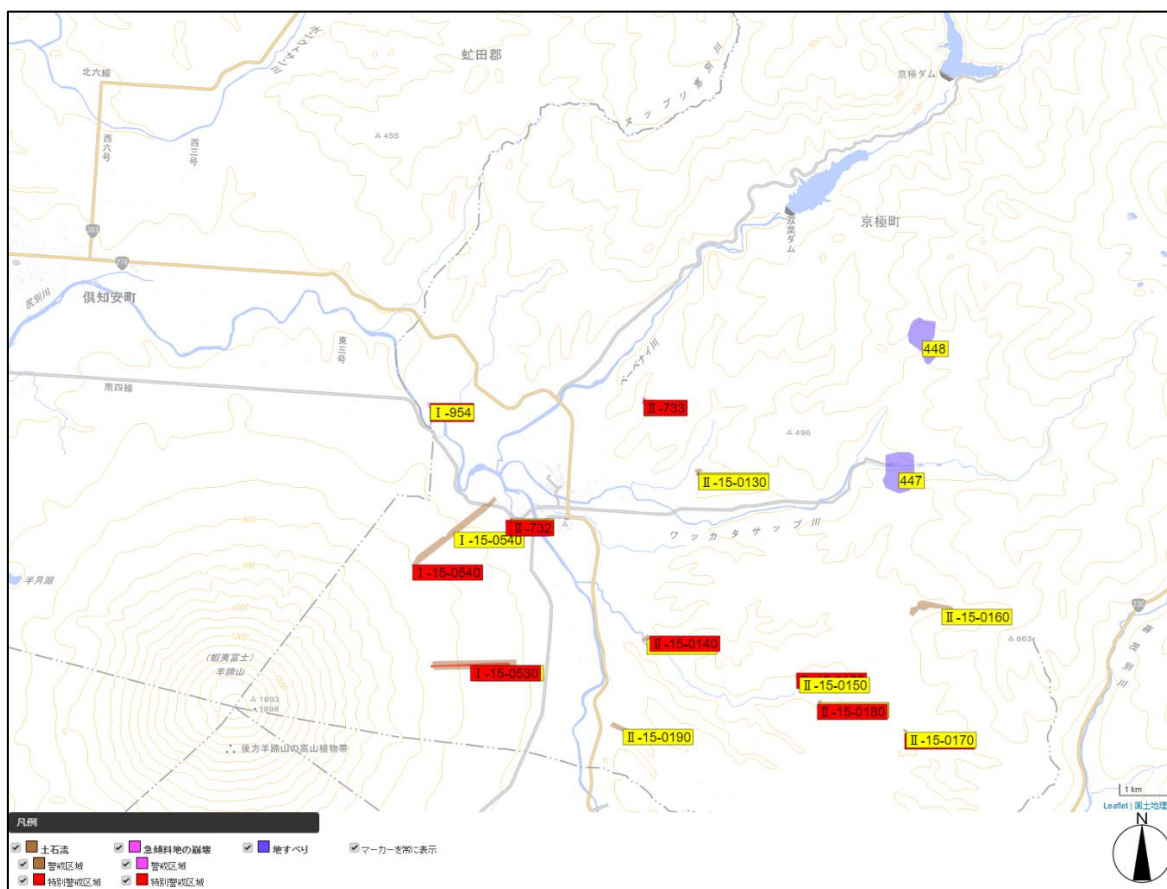
(出典：京極町防災ハザードマップ)

### (土砂災害：北海道土砂災害警戒情報システム)

北海道土砂災害警戒情報システムによると、羊蹄山の裾野に位置する京極町の川西地区が、土石流による土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定されています。現在、指定されている地域に小規模事業者はいませんが、警報が発令された場合には、その地域に居住する住民には、京極町から直接避難を呼びかけることとなっています。

なお、土砂災害警戒区域とは、土砂災害が発生した場合に住民の生命または身体に危害が生ずる恐れがあると認められる区域です。

また、土砂災害特別警戒区域は、警戒区域のうち土砂災害が発生した場合に建物が破壊され、住民の生命または身体に著しい危害が生じる恐れがあると認められる区域です。開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制されます。(北海道土砂災害警戒情報システム)



(出典：北海道土砂災害警戒情報システム)





(その他)

当町では、これまでも暴風雨による数々の水害に見舞われてきました。特に平成16年の台風18号において風害が多大な被害を及ぼしました。この台風により、建物被害が60棟以上にのぼり、農業被害も莫大となりました。

《過去における主な災害記録》

昭和56年 8月	台風 15 号	<p>人的被害 2名重傷</p> <p>住家被害 住家一部破損(崖崩れによる土砂流入) 床上浸水5棟7世帯、床下浸水11棟11世帯</p> <p>非住家被害 床上浸水12棟、床下浸水3棟</p> <p>土木被害(町管理分) 道路(路肩決壊等)8か所 河川(河岸決壊等)6か所</p> <p>農業被害 農地被害14ha、農作物被害1,107ha</p>
平成16年 9月	台風 18 号	<p>住家被害 住家一部損壊49棟52世帯 (被害額1千4百万円)</p> <p>非住家被害 全壊17棟、半壊102棟 (被害額5千3百万円)</p> <p>土木被害 下水道施設1件</p> <p>農業被害 農作物被害529ha、営農施設被害212棟 (被害額2億3千万円)</p> <p>林業被害 林地(民有林)138.3ha (道有林)57.51ha (被害額1億5千万円)</p>

(出典：京極町地域防災計画)

(感染症)

新型コロナウイルスや新型インフルエンザといった感染症は、ほとんどの人がウイルスに対する免疫を獲得していないため、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されています。

## (2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者数 144人(独自データ)
- ・ 小規模事業者数 131人(H26経済センサス)

業 種		商工業者数	小規模事業者数	備 考
商工 業者	建 設 業	22	20	町内に広く分散
	製 造 業	7	5	〃
	卸 売 業	4	3	市街地に集中
	小 売 業	23	21	〃
	飲 食 業	18	17	〃
	サービス業・その他	70	65	町内に広く分散

### (3) これまでの取組

#### 1) 当町の取組

項 目	年 月	備 考
京極町防災会議条例	H12.4	
京極町地域防災計画	R2.8	
防災訓練の実施	R2.10	洪水想定での避難訓練
	R4.10	防災訓練・防災備蓄品の見学
防災備品の備蓄	—	備蓄食料（約2,700食）
アルファ米・防災備蓄パン等		

#### 2) 当商工会の取組

項 目	年 月	備 考
リスクマネジメント資料配布	R2.12	チラシ配布 110部
事業継続計画について周知	R3.1	広報記事掲載
災害復旧貸付制度の周知	R4.1	広報記事掲載（北海道・日本政策金融公庫資金）
損害保険への加入促進	随時	チラシ配布
防災対策について対応	R4.1	防災備品確認・備蓄、重要データの保存方法の確認

## 2 課題

- ・緊急時の取組についての定めが漠然としており、協力体制の重要性について具体的な体制やマニュアルが整備されていないこと。
- ・実施推進体制の構築及び責任者の強いリーダーシップの下での推進が必要となるが、ノウハウをもった人員が十分にいないこと。
- ・支援計画の考え方や内容が職員間で浸透するための訓練や教育が行われていないこと。
- ・地区内小規模事業者に対する感染症対策の周知が十分になされていないこと。

## 3 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事業継続力強化計画策定の必要性を周知します。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当商工会と当町との間における被害情報報告ルートを構築します。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築します。

#### ・成果目標

業 種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (経済センサス)	策定目標（事業継続力強化計画）				
			R5	R6	R7	R8	R9
建設業	22	20	1	1	1	1	1
製造業	7	5	0	1	0	1	0
卸売業	4	3	1	0	1	0	1
小売業	23	21	1	1	1	1	1
飲食業	18	17	1	1	1	1	1
サービス業・その他	70	65	1	1	1	1	1
合 計	144	131	5	5	5	5	5

※策定目標については、商工会における人員体制を考慮したうえで、浸水地域を優先し、3期（15年）の期間において当該地域の全小規模事業者が策定するよう設定しました。

・実施目標

項目	目的	目標	
事前対策の必要性を周知	地区内小規模事業者に対し災害リスク・感染症等リスクを認識させるとともに、事前対策としての計画策定の重要性を認識させる	セミナー開催	年1回
計画策定の支援に向けた内部協議	事業継続力強化計画策定希望事業者へ円滑に支援するため職員間の連携と意思疎通を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回
保険・共済普及に向けた体制づくり	保険・共済に対する助言・加入手続きを行うための職員の育成と連携を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回
連携体制の推進	組織内や関係機関と発災後・感染症発生時に速やかな復興支援策が行える体制の構築	連携会議開催	年1回

4 その他

- ・経営発達支援計画評価委員会に合わせて事業継続力強化支援計画連携会議を年1回開催し、事業に対する評価及び状況や環境の変化による計画の見直しを行います。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告します。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和5年4月1日～令和10年3月31日）

6 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当商工会と当町の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

京極町	京極町商工会
防災関連の情報提供	セミナー・個別相談会の開催事業
事業継続力強化計画策定に係る 助言・指導	継続力強化計画策定支援・ フォローアップ
災害等リスクの周知	
関係団体との連携	
防災訓練の実施	
応急対策時の対策及び復旧支援	

(1) 事前の対策

- ・事業継続力強化支援計画を商工会と行政が共有することにより、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにします。
- ・日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、商工会内部における職員会議及び勉強会の開催により、職員間の情報共有並びに連携を図ります。

ア. 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導及び窓口相談業務の際、過去における災害記録やハザードマップ等を用いながら、事業所の現状と災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策の重要性について説明を行います。
- ・商工会が発行する会報やホームページ、各会合等において本計画を公表するほか、「事業継続力強化計画」の重要性や、策定した際の支援措置などの紹介を行います。
- ・事業継続力強化の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーを実施します。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知します。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施します。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供します。

イ. 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当商工会は、令和6年3月までに事業継続計画を策定予定。

ウ. 関係団体等との連携

- ・損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、地区内小規模事業者を対象とした普及啓発セミナーや保険内容の紹介等を実施します。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施します。
- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示、セミナー等の共催依頼を行います。

## エ. フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画等の取組状況の確認（年1回実施）

業種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (経済センサス)	策定件数					フォローアップ回数					
			R5	R6	R7	R8	R9	R5	R6	R7	R8	R9	
建設業	22	20	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
製造業	7	5	0	1	0	1	0	0	1	0	1	0	0
卸売業	4	3	1	0	1	0	1	1	0	1	0	1	1
小売業	23	21	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
飲食業	18	17	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
サービス業・その他	70	65	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	144	131	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5

- ・町、商工会並びに、ようてい農協等の関係機関を交えた事業継続力強化支援計画連携会議において、状況確認や改善点等について年1回協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価検証を行います。また、評価結果はHPへ掲載することで地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とします。

## オ. 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、当町地域防災計画を基に連絡ルート等の確認を行います。

実施時期	商工会館防災訓練と合わせて年1回実施
訓練内容	発災後の連絡手段等の確認 発災後の指示命令系統・連絡体制の確認
訓練連携先	京極町企画振興課商工労働観光係

## カ. 発災時における被害報告基準について

- ・被害認定基準及び被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法については、あらかじめ当町総務課、企画振興課と協議し、策定します。

## (2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、自身の安全確保、人命救助を第一とする。そのうえで、次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関と連携した行動に繋がります。

### ア. 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に携帯電話等を活用して職員とその家族の安否確認を行います。  
連絡方法の優先順位 ①電話 ②メール（ショートメール・Eメール等）  
③SNS（LINE・メッセージ）
- ・安否確認後、近隣の大まかな被害状況、業務従事の可否についてSNSのグループ機能等を活用し、情報の共有を行います。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行います。
- ・管轄保健所による指導や新型インフルエンザ等対策特別措置法による、北海道知事からの感染防止に必要な協力要請に基づき、当会による感染対策を行います。

### イ. 応急対策の方針決定

- ・京極町災害対策本部の方針に従い、当町総務課と連携をとり実施に向けた役割分担・スケジュールの作成を行います。また、職員自身の目視で命の危険を感じる自然災害等の状況の場合は出勤せず、まず自身の安全を確保し、安全確保がされた後に出勤とします。



・配備体制及び被害規模の目安は下記を想定します。

種別	配備の時期	配備要員
出動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域にわたる災害の発生が予想される場合、若しくは被害が甚大であると予想される場合</li> <li>・町内に震度6弱以上の地震が発生したとき</li> <li>・予想されない重大な災害が発生したとき</li> <li>・気象特別警報が発表されたとき</li> </ul>	全職員
警戒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・局地的な災害の発生が予想されるとき又は災害が発生したとき</li> <li>・町内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき</li> </ul>	事務局長 経営指導員
準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象業務法に基づく気象に関する防災気象情報が発令され、災害の発生が予想されるとき</li> <li>・町内に震度4の地震が発生したとき</li> </ul>	事務局長 経営指導員

・本計画により、当商工会と当町は、被害状況等を下記により共有します。

発災後～1週間	1日に3回共有します
1週間～2週間	1日に2回共有します
2週間～4週間	1日に1回共有します
1ヶ月以降	2日に1回共有します

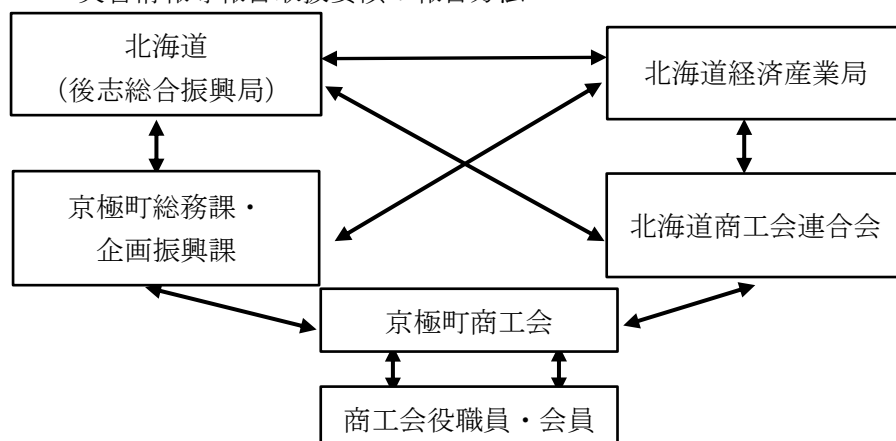
・必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施します

### (3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、被害を最小限に防止するため迅速かつ強力な指示命令系統・連絡体制を構築します。
- ・二次災害発生への恐れのある個所に対して、情報を共有し報告体制を整備することで発生防止措置に繋がります。
- ・当商工会は原則、被害状況確認報告書にて、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行います。
- ・被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定については、あらかじめ町と定めた方法により確認します。
- ・当商工会と当町が共有した情報について、北海道の災害情報報告取扱要領に基づき指定する方法にて、後志総合振興局及び北海道商工会連合会に報告します。
- ・被害状況確認報告書様式

事業所名	住所	業種	被害額	被害状況（建物・機械設備・商品など詳細に記載）
1				
2				
3				

・災害情報等報告取扱要領の報告方法



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・地区内小規模事業者等の被害状況について、あらかじめ町と定めた方法により確認します。
- ・相談窓口の開設について当町と相談し、安全性が確認された場所に設置します。
- ・被災事業者を対象にした補助制度等の施策について、地区内小規模事業者等へ周知します。
- ・損害保険、各種給付金や補助制度等の申請手続きの支援を行います。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行います。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

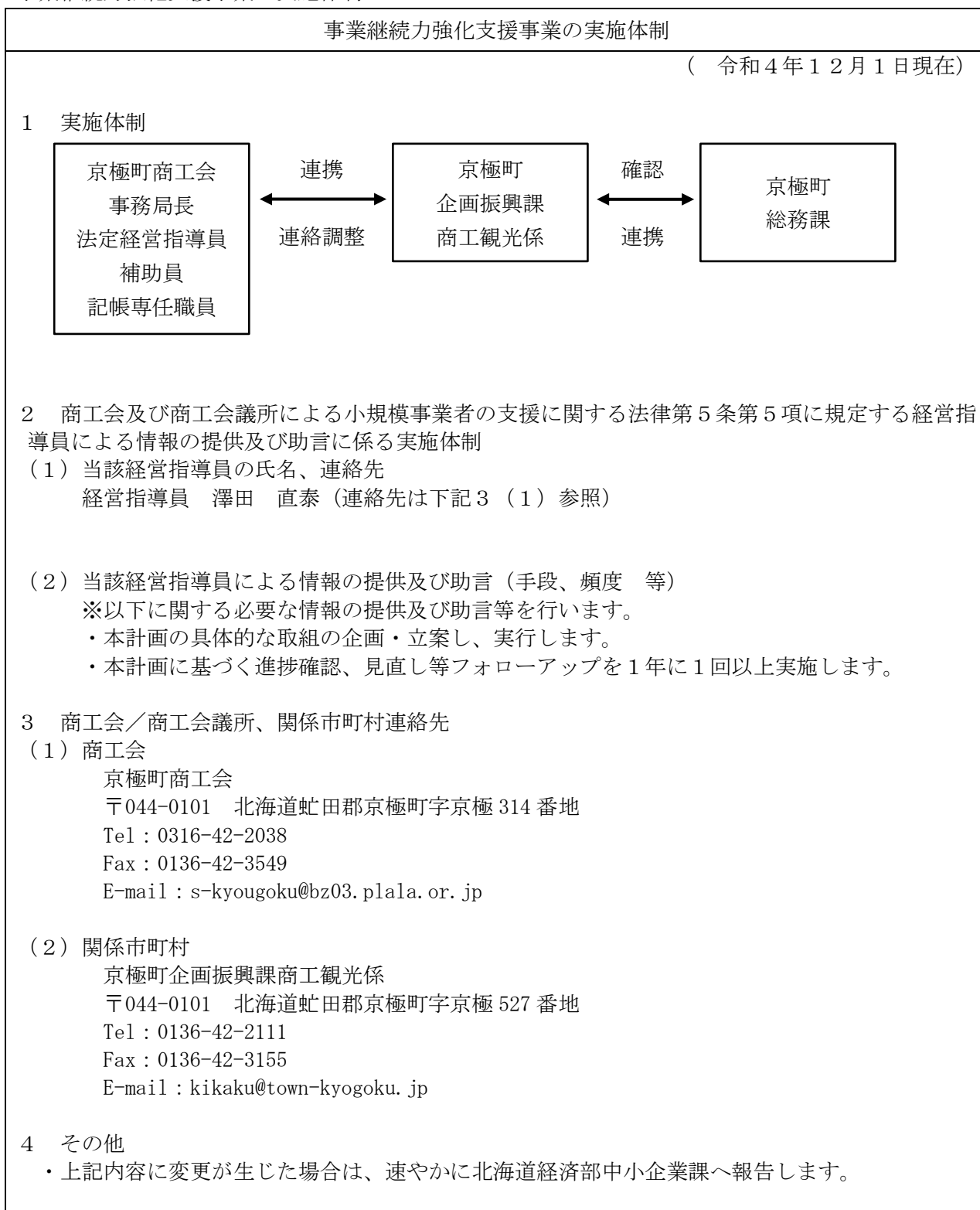
- ・京極町の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施します。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を北海道や北海道商工会連合会に相談します。

(6) その他

- ・本計画は、京極町・京極町商工会のHP及び広報誌や各会合等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととします。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告します。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

1 必要な資金の額

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	40	40	40	40	40
・ 専門家派遣費	20	20	20	20	20
・ セミナー開催費	10	10	10	10	10
・ パンフ、チラシ作成費	10	10	10	10	10
・ 防災、感染症対策費	0	0	0	0	0

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

2 調達方法

調達方法
会費収入、京極町補助金、道補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。